

＜住宅の応急修理制度に係る工事の施工業者の方へ＞

住宅の応急修理を希望する住民に対し、見積書の作成をお願いします。

別添の様式第3号により、修理見積書を作成してください。

様式の電子データ（エクセル）は、下記のホームページからダウンロードすることができます。見積書の作成例も電子データに入っています。

石巻市のホームページ

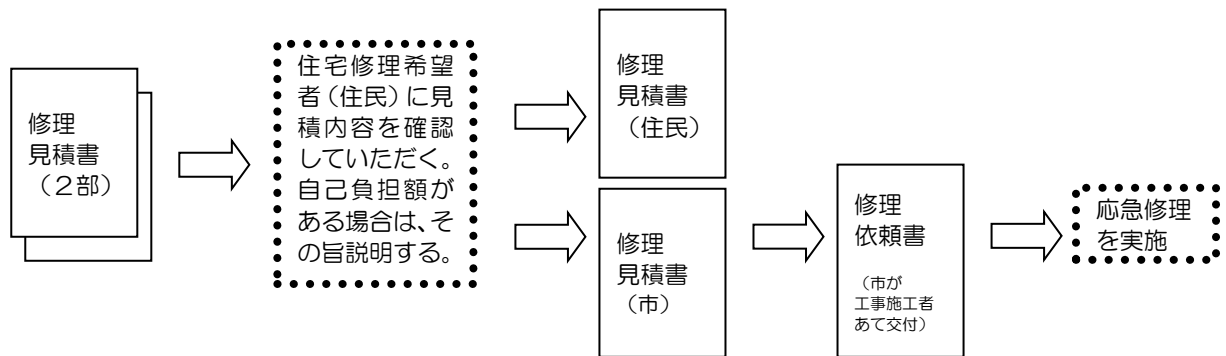
《ホームページアドレス》

<http://>

修理見積書は、2部作成してください。住民に見積り内容を説明し、見積書の下欄に内容確認の記名押印をいただいでください。

見積書は、1部を住民に交付し、もう1部は石巻市の住宅の応急修理制度担当に提出願います。

石巻市は、提出された修理見積書を審査し、工事をおこなう業者あてに修理依頼書を交付します。



応急修理の対象となる工事は次のとおりです。

- ①屋根・柱・床・外壁・基礎等
- ②ドア・窓等の外部に面する開口部
- ③上下水道・電気・ガス等の配管・配線
- ④便器・浴槽等の衛生設備

＜注意点＞

工事を完了したら、工事完了報告書を石巻市に提出してください。工事完了報告書には、①工事着手前、②施工中、③工事完了時の写真添付が必要となります。工事写真の管理をよろしくお願いいたします。

住民へ見積り内容説明の際、住民負担分がある場合、その旨を住民に御説明願います。応急修理制度対象分以外の代金については、直接住民に御請求願います。

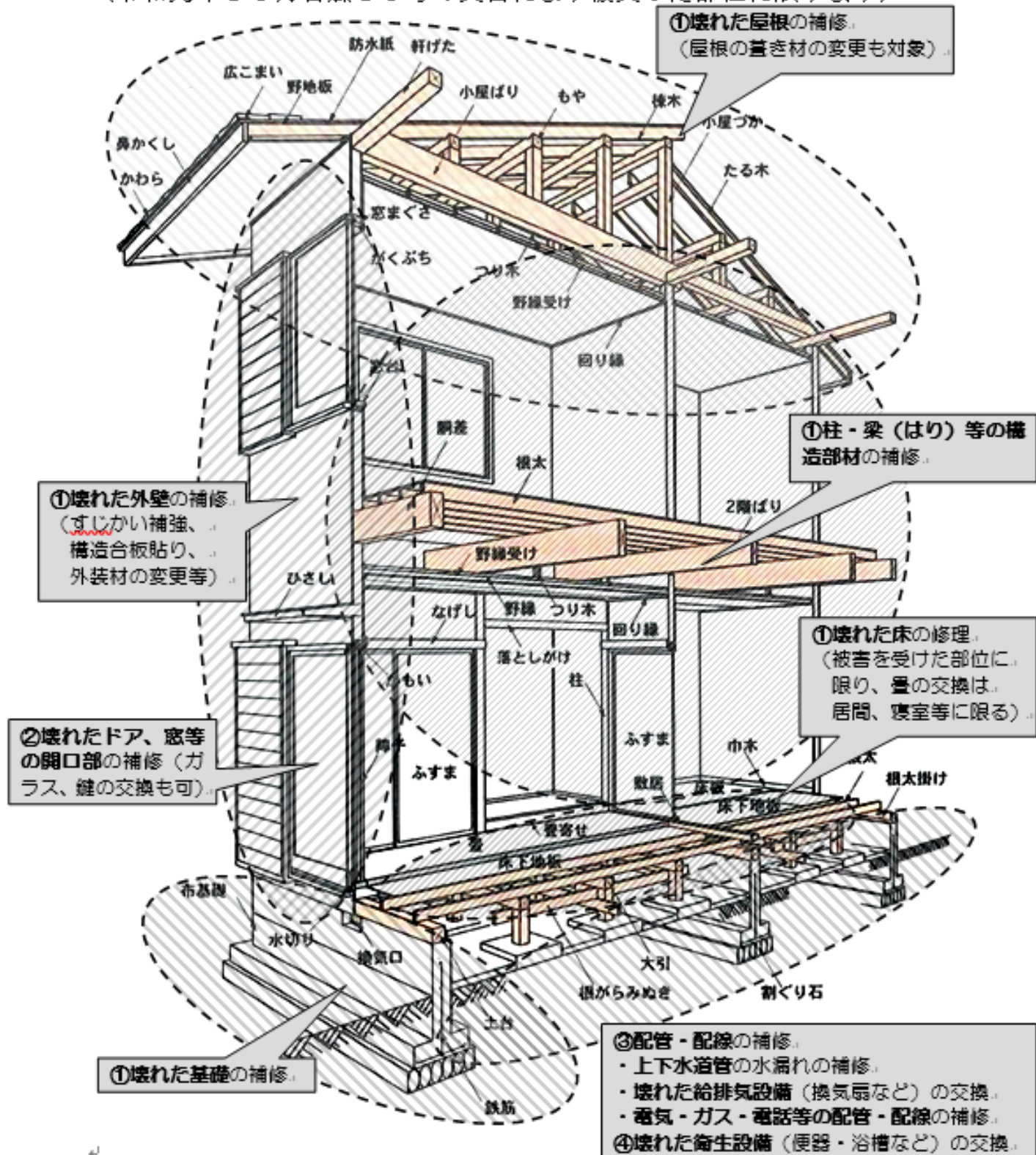
応急修理制度に係る工事代金（59万5千円又は30万円限度）の石巻市への請求手続き方法については、修理依頼のありました石巻市に御確認願います。

お問い合わせ先

石巻市 住宅の応急修理制度担当
電話：(0225) 95-1111
内線 3983・3984

住宅の応急修理対象範囲

(令和元年10月台風19号の災害により被災した部位に限ります)



<注意点>

- ・内装は原則として、対象外です(例:間仕切り壁及び天井の仕上げ、ふすま、障子など)。
ただし、災害による被害が原因で壊れた壁の補修については、補修する壁に限り、壁紙などの内装は対象とします。畳のみの交換は対象外です。壊れた床の補修と併せて畳交換を行わざるを得ない場合、居間、寝室等に関り対象です。家電製品は、対象外です。